

次世代育成支援対策推進法に基づく次期一般事業主行動計画（第2期）

社会福祉法人 紀宝町社会福祉協議会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることにより、職員がその能力を十分に発揮できるよう雇用環境の整備を行うと共に、次世代育成対策に貢献するため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

[目標1]

① 当法人独自の「子どもに関する悩みごと相談員」設置の制度・周知の継続。

女性労働者や育児に関する相談できる環境の設置周知。

[対策]

- 令和2年4月～ 職員への回覧などによる取組みの周知
随時 回覧取組み

[目標2]

② 子育て中の職員の働きやすい環境を整える。

- ・子どもの諸事情により、一時帰宅を余儀なくされた場合、時間単位での休業取得での対応可能な職場環境整備の継続。
- ・研修時など、事前予約にて託児所を設ける。

[対策]

- 令和2年4月～ 制度内容の検討開始
- 平成28年8月～ 研修時に事前予約を受け付ける

[目標3]

③ 子どもが、保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施の継続。

[対策]

- 令和2年5月～ 内容等の検討
- 令和2年8月～ 参観日の実施、
- 令和2年9月～ 次回に向けての検討

[目標4]

④ 所定外労働を削減するための措置を実施する。

[対策]

- 令和2年6月～ 所定外労働の状況を把握する。
- 令和2年8月～ 所定外労働の原因を分析して、所定外労働削減のための検討を行う。
- 令和2年9月～ 週1回のノー残業デーを実施する。

[目標5]

⑤ 年次有給休暇取得日数を一人当たり平均1年間に付与される日数の半数以上を努力目標とする。
計画的に有給休暇の取得を設定するよう周知するとともに、取得し易い職場環境を整備して取組を推進する。

[対策]

- 令和2年4月～ 制度検討開始
- 令和2年9月～ 制度の導入、回覧などによる職員への周知

[目標6]

⑥ 子ども行事参加休暇を特別休暇として規定する。

子どもの生活に関わる時間を創出する子育て支援の一環として、保育所、幼稚園、小・中学校の子どもを持つ全職員を対象に、1年に1日の保護者参観等への参加のための特別休暇を就業規則に追加して周知する。

[対策]

- 令和2年6月～ 制度検討開始
- 令和3年4月～ 制度の実施、回覧などによる職員への周知

社会福祉法人 紀宝町社会福祉協議会
会 長 木下 起査央